

令和2年度八王子市農業委員会第6回総会会議録

- 1 開催年月日 令和2年10月5日 月曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 第三・第四委員会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後2時45分 まで
- 4 出席委員 (21名)

農業委員会委員

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 米津元一  | 2番 熊澤治彦  |
| 3番 青柳有希子 | 4番 中西伸夫  |
| 5番 原島元義  | 6番 有竹満次  |
| 7番 小林裕恵  | 8番 菱山史郎  |
| 9番 坂本真一  | 10番 田中政博 |
| 11番 村松徹  | 12番 峰尾達雄 |
| 13番 山田正  | 14番 門倉豊  |

農地利用最適化推進委員

- |          |          |
|----------|----------|
| 15番 内藤廣行 | 16番 田中和敏 |
| 17番 内田茂  | 18番 福田一訓 |
| 19番 三上正治 | 20番 町田裕通 |
| 22番 井上正芳 |          |

- 5 欠席委員 (1名)

21番 石川研

- 6 事務局職員出席者

事務局長 山崎光嘉	課長 須藤文夫
主査 上原裕之	主査 篠原勝久
主任 萩原健太	主任 小池幸治

平成2年度（2020年度）  
八王子市農業委員会 第6回総会 議題

（令和2年10月5日）

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第5 農地の権利移動許可について
- 第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第8 特定農地貸付けの承認について
- 第9 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第10 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

【報告案件】

- 第11 農地の権利取得の届出について
- 第12 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後2時00分開会》

議長 ただいまから、令和2年度八王子市農業委員会第6回総会を開会します。欠席通告のあった委員を報告します。第21番石川研委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について  
8月1日から8月31日までの届出分（7件）  
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」  
8月1日から8月31日までの届出分（13件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。質問なしと認め、進行します。

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3について「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。  
（1件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。（3件）

議長 報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第5「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第5「農地の権利移動許可について」

譲受人は川口町に在住。譲渡人は下恩方町に在住。申請地は美山町にある土地2筆、登記地目は畑、現況は不耕作、面積は合計994㎡。

譲受人の経営面積は6,000㎡、従事日数は300日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それでは、ご報告いたします。9月9日、事務局職員と当該農地の調査を行い、譲受人と面談を行いました。譲受人は、ナス、キュウリ、ミニトマトなど露地野菜の栽培を中心とし、庭先販売や引き売りを行っています。長房町で引き売りをしていた時に、近所の方が場所を提供してくれたことで、販売所を開設することができました。その販売所で譲渡人と知り合いになり、譲渡人が農地を所有しているが農業への従事が困難な状況となっているため、農地の買い手を探しているとの相談を受けました。譲受人は露地野菜を中心に作付けをしていますが、今後は果樹を植えることを視野に入れていたため、当該農地を取得して経営規模を拡大することに決めたそうです。当該農地は、現在、雑草が繁茂している状態ではありますが、許可を受けた場合には、譲受人が草刈りをし、まずは柿の果樹を植え、その後にナス、キュウリ等の露地野菜を作付けしていくとのことでした。現在、譲受人本人のみが農業に従事しておりますが、繁忙期には臨時雇用で対応するほか、奥さんの協力を得られるとのことであるため、今後維持管理していくことに問題はないと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員 権利移動後の耕作状況はどのように確認するのですか。  
事務局 年に一度農地パトロールを行っており、その時に確認を行います。  
議長 ほかに質問はございませんか。ございませんので進行します。お諮り  
します。第5については、これを決定することにご異議ございません  
か。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地  
利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願  
います。

事務局

第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利  
用集積計画の決定について」

貸し手について、住所は下恩方町、設定する土地は下恩方町の土地2筆、  
計849㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は1年間。

借り手について、高尾町にある法人、利用権の設定等を受ける者が耕作  
又は養蓄の事業に供している農用地の面積は2,636㎡。主たる経営作物  
は露地野菜、農業従事者は4人、農作業従事日数は年間230日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いし  
たいと思いますが、担当の委員の声の調子が思わしくないため、事務  
局で調査報告書を預かっておりますので代読願います。

事務局

それでは、代読いたします。9月9日、事務局、農林課の職員ととも  
に現地調査を実施し、利用権の設定を受ける法人の農場長に今後の作  
付計画等をうかがいました。利用権設定する農地ですが、すでに利用  
権設定をして二年間使用している農地です。ここで期間満了を迎える  
ため、農地所有者と話し合いをした結果、今後も引き続き借りること  
になったそうです。農場長を含め、スタッフが交代で、ほぼ毎日利用  
者を連れて農作業に従事しています。障害者による農作業なので、無

農薬による野菜栽培を行っているということですが、農地を見ると、雑草が無く、ミニトマトやネギ、ナスをはじめ、さまざまな野菜が整然と作付されていました。収穫した農作物は法人が運営する作業所兼店舗で販売するほか、出荷先として、イーアス高尾や市内の業務スーパーなどとの取引があります。当該地付近で、利用権設定により借りている農地では、獣害対策として柵等を設置していましたが、イノシシの被害がひどく柵を越えてくるとの事であったため、市の補助金を活用し、電気柵を設置したそうです。これにより、被害は軽減しているとのことでした。農場長は、恩方地域で農地を借り、耕作面積を着実に増やし、土地柄に合った農業経営を実践している方で、非常にやる気を感じますので、これからも新規就農者として頑張ってくださいと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手について、住所は下恩方町、設定する土地は下恩方町の土地2筆、計941㎡。利用権の種類は「使用貸借権」、期間は9年6か月間。

借り手について、所在地は下恩方町、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積は9,500㎡。主たる経営作物は野菜、農業従事者は3人、農作業従事日数は年間350日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思いますが、担当の委員の声の調子が思わしくないため、事務局で調査報告書を預かっておりますので代読願います。

事務局 それでは、代読いたします。9月9日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人から作付計画を伺いました。借受人は、下恩方町で露地野菜の生産を中心として農業を営む認定農業者です。収穫した野菜はヤオコー、イトーヨーカドー、業務スーパーなどに出荷しています。借受人は、下恩方町で約10,000㎡の農地を耕作していますが、現在の面積では効率的な作付けができない状況になっているとのことです。そのため、自身が在住する下恩方町で経営規模の拡大を考えていたおり、東京都農業会議が実施している農地中間管理事業を介して当該農地の情報提供があったそうです。立地もよかったため、東京都農業会議に対して、借受希望を出したところ、選考の結果、借受者として決定されたとのことです。農地中間管理事業を介した貸し借りは八王子市で今回、2例目となります。当該農地は、現在雑草が繁茂している状態です。もともとは貸出人が草刈りをし、借受人に貸すこととなっていました。貸出人が体調を崩されたことから借受人が草刈りをし、比較的獣害被害の少ないブロッコリー、サトイモから作付けを開始するとのことでした。ここで収穫した作物も他の作物と同様に、ヤオコー、イトーヨーカドーなどに出荷していくとのことでした。損益計画書に五年間の売上高が記載されていましたが、計画書以上の売り上げを目指すとのことでした。今後も、もっと経営規模を増やしていきたいと話していました。借受人のほか、奥様やお母さんも農作業に従事することやボランティアの方に手伝っていただけるとのことです。問題ないかと思えます。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第8「特定農地貸付けの承認について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「特定農地貸付けの承認について」

申請者について、住所は式分方町。

貸付対象農地は式分方町にある土地2筆、合計1,677㎡。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。9月9日、事務局及び農林課の職員と対象の農地を確認するとともに、申請者と申請者の息子さんから話をうかがいました。

申請地の東側は、今年の第2回総会で審議し、申請人により開設された農園が隣接しています。既に農園の区画もほぼ埋まっており、今後利用者が増えることが見込まれるため、今回の総会で案件が通り次第、正式に第2農園として開設するという事です。当該地は、全体的に耕うんがかかり、きれいに管理されていました。今後は所有者が区画を整備し、チラシ等を通じて一般公募により利用者を募集していくとのことでした。申請地は、傾斜がなく日当たりも良く良好な土地であるため、農作業体験をする場として最適な場所だと思います。今回のように都市農地を活用する取組事例が増えていくことは、都市農業の振興にもつながりますので、引き続き頑張りたいと思います。報告は以上です。



議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、承認することにしました。第9「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は左入町の土地2筆、計2,627㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は左入町、申出者との続柄は「夫」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和2年3月22日」。

年齢は「86歳」、年間従事日数は「300日」。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それでは地区の担当委員としてご報告いたします。9月7日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者、願出者の次女夫妻にお話を伺いました。願出者の夫は、代々農家の家で育ち親の手伝いをする事から農業に携わり、当該地においてニンジン、ダイコン、ハクサイ等、季節の野菜類を栽培してきました。収穫した野菜は親類縁者に配ったり自家消費してきました。願出者の夫は、近年、持病はあったもののほぼ毎日農作業に従事してきましたが、昨年9月に心臓病を患い緊急入院することになり、その後は家族の手を借りながら当該生産緑地を維持してきましたが、今年3月86歳で亡くなりました。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第9については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。なお、この案件のように生産緑地で従事者証明が出されたのち買取の申し出がされた土地は農業者が優先して取得できるので、希望者がいた場合、委員の皆様は斡旋してください。事務局が対応します。

第10「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第10「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」

被相続人について、住所は元八王子町三丁目、耕作面積は720㎡。相続開始年月日は令和2年3月29日。

相続人について、住所は元八王子町三丁目、年齢62歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は元八王子町三丁目にある1筆、720㎡。相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成21年4月1日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。9月9日、事務局と現地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする元八王子町三丁目の土地は生産緑地の指定を受けている農地です。願出者の実家の南西約150mに位置します。農地の南側にはクリの木が植えられ、北側のクリの木が植えられていない部分は自家消費用のナス、キュウリ、ジャガイモ等が作付けされていました。収穫したクリは市場に出荷するほか、自家消費や近所に配っているとのことでした。願出者は、父親が亡くなった平成21年から本格的に農業に携わ

り、母親と夫と一緒に農業に従事してきました。そのようなことから、農業技術や農業知識に関しては問題ないので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。今後についても、今までと同様に夫と共に農業経営を行っていくとのことでした。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 10 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第 11「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 11「農地の権利取得の届出について」を報告。（4 件）

議長

ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

第 12「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 12「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。  
(1 件)

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第 9 番 坂 本 真 一 委 員

第 10 番 田 中 政 博 委 員

を指名します。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、令和２年度八王子市農業委員会第６回総会を閉会  
します。

《午後２時４５分閉会》